

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症感染症対策について

白石市教育委員会

本市の教育行政につきましては、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症への移行となります。このことを踏まえ、「学校保健安全法施行規則の一部」及び、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」の改定が行われました。本市では、改定された法律等に基づき、令和5年5月8日から以下のとおりの対応といたしますのでお知らせします。

保護者の皆様には、今後も子どもたちの健康・安全保持のため、何卒、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- 児童生徒が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、証明書等の提出は必要なく、これまでと同様に出席停止となります。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

2 濃厚接触者の取扱いについて

- 濃厚接触者としての特定は行わず、また、行動制限は行いません。併せて、これまで濃厚接触者として特定されていた場合（同居家族の感染、感染者と接触があり感染対策を行わずに飲食を共にした者）についても出席停止の対象とはなりません。

3 発熱やかぜ等の症状がある場合について

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、これまでと同様に無理をさせず、登校を控えるとともに受診をお願いします。その際は、従前であれば出席停止でしたが、病欠欠席扱いになります。
- 同居の家族等が発熱等のかぜ症状があった場合、これまでは出席停止扱いでしたが、今後は、児童生徒本人に症状がなければ登校可能です。

4 健康観察カードについて

- 今後、提出は求めませんが、引き続き各御家庭でお子さんの健康管理をお願いします。

5 部活動における対応について

- 大会等への参加については、主催者や競技団体等の作成するガイドラインを遵守します。

6 その他（これまでと同様の対策について）

- マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 適切な喚起の確保を実施していきます。
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットを指導していきます。

7 感染流行時の感染症対策について

◆地域や学校において感染が流行している場合、以下の対策を講じます。

○身体的距離の確保

・活動の場面に応じて、可能な範囲で身体的距離を確保すること。

○感染リスクが比較的高い学習活動での対策

・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること。

○給食等の食事を摂る場面での対策

・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意すること。

○スクールバス利用時の対応

・定期的に窓を開け換気を行うとともに、咳エチケット等を徹底すること。

○やむを得ず登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学びの保障

・臨時休業や出席停止等により、児童生徒が登校できない場合であっても、ICT端末等を活用した学びを行うこと。

8 臨時休業の範囲や条件について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。

■上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行いません。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

白石市教育委員会学校管理課

TEL0224-22-1342